

令和6年度～令和7年度 海岸防災林強化事業（債務負担行為）
三俣地区盛土工事 特記仕様書

1. 本仕様書は、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 請負業者は、監督員から提示された設計図面・設計計算書・数量計算書を精査し、疑義が生じた場合は直ちに監督員に連絡し協議するものとする。精査業務を行わず施工された構造物に欠陥が発見された場合、請負業者はその修復に対する責を負うものとする。
3. 工事区域における既存の測量杭及び地区境界杭等は、工事着手前にすべて確認しておかなければならない。また、損失している場合には、監督員の示す資料に基づき、現地に復旧しておかなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督員と打ち合わせの上、逃げ杭・座標等により施工後に境界復元が可能なよう対処すること。
4. 発注者側で用意している工事用地以外は請負者において確保すること。確保した用地は、工事終了後の際は原形に復旧することを原則とする。
なお、工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と立会いのうえ確認すると共に工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題が生じないように十分留意のうえ使用するものとする。
5. 盛土材として第3種建設発生土相当の土砂が搬入された場合は、完成盛土表面の1.0m以下の部分に使用すること。
6. 工事進捗が50%程度に達した時点で、検査官立会のもと中間検査を実施する。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
7. その他疑義が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ、速やかに処理すること。

(別紙1)

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施行を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

ICT活用工事（ICT土工・ICT導入型）
に関する特記仕様書

本工事は、3次元データを活用するICT活用工事を実施する工事である。ICT活用工事の対象範囲及び実施内容は、受発注者協議（別紙1）により確定する。

（定義）

第1条 ICT活用工事（ICT土工）とは、以下に示す(1)～(5)全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。

- (1) 起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

（ICT施工技術の具体的内容）

第2条 ICT活用工事は、ICTを活用して、以下の施工を実施する。

(1) 起工測量

受注者は、以下の1)～8)、または、中心線・縦断・横断等の確認のための測量から手法を選択して3次元座標を取得し、計測データを作成する。

無人航空機を用いる場合は、「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」(国土地理院)に基づき、安全確保を行うものとする。

なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の3次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。この3次元設計データと起工測量計測データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図は不要とする。

(3) ICT建設機械による施工

受注者は、(2)で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ

ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による設計データとの差分を表示し、排土板を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いる。

2) 3次元MCまたは3次元MGバックホウ

バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による設計データとの差分を表示し、バケットを誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いる。

(4) 出来形管理等の施工管理

受注者は、(3)による工事の施工管理において、以下の1)～10)から選択して、面管理による出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理
- 10) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の3次元計測を行い、計測点群データ（LAS形式）をオンライン型電子納品システム（<https://mycityconstruction.jp/>）に登録し、原則として公開に設定するものとする。

なお、完成形状の3次元計測は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。

また、構造物等の施工がなく、土工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなす。

（ICT活用工事に関する経費）

第3条 1. ICT活用工事に伴う経費は、ICT活用工事（土工）積算要領、ICT活用工事（砂防土工）積算要領に基づき費用を計上しているが、対象範囲及び実施内容の協議に基づき、変更を行うものとする。

2. 無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、3次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した起工測量の必要となる計測範囲に対して計上するものとする。また、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品費、外注経費等については、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、見積書（参考様式）を提出することとする。見積書の提出がない場合は、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。

なお、起工測量においても、無人航空機、または、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。

3. 掘削工（河床等掘削を含む）のICT建設機械による施工は、施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実

績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

（作業土工（床掘）におけるICT活用）

第4条 作業土工（床掘）において、ICT建設機械による施工を行う場合は、ICT活用工事に伴う経費を設計変更の対象とし、ICT活用工事（作業土工（床掘））積算要領に基づき費用を計上する。

（法面工におけるICT活用）

第5条 法面工において、3次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ICT活用工事に関する基準（法面工）に基づき実施するものとする。

（付帯構造物設置工におけるICT活用）

第6条 付帯構造物設置工において、3次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、ICT活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）に基づき実施するものとする。

（用語の定義）

第7条 ICT活用工事において、図面とは、設計図、3次元地形データ、3次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（工事成績）

第8条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

（条件変更）

第9条 受注者は、工事の施工に当たり、やむを得ない事情によりICT活用工事の実施が困難となった場合、発注者に協議を行うことができる。協議の結果により、3次元データ納品工事へ移行することができる。

（監督・検査）

第10条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1～3に示すICT活用工事に関する基準により行うものとする。

（アンケート入力）

第11条 工事完了後、以下のアンケートフォームより入力する。

<https://forms.gle/u4fN283k4dJtKCtg9>



表1 ICT活用工事に関する基準（土工）

段階	名称
全般	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編（案）
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
	静岡県 施工履歴データによる土工の出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	
納品	静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）

※ TS・RTK-GNSSを用いた出来形管理は、原則として面管理とする。

※ 施工履歴データは、原則として県の基準を用いるものとする。

表2 ICT活用工事に関する基準（法面工）

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）

表3 ICT活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）

段階	名称
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工編）（案）
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）

決 裁 欄	契 約 担 当 者							監 督 員	
								総 括	
								主 任	
								担 当	

工 事 番 号																				指示・承諾 協議 ・ 提出・報告書
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

建設工事名	令和〇〇年度[第〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇号]一級河川 〇〇〇川 〇〇〇〇工事 (〇〇工)	請負代金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
-------	--	-------	----------------

建設工事箇所	〇〇 市 〇〇 町 〇〇 郡 〇〇 村	地先	着手 年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 完成 年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
--------	------------------------	----	--

下記のように 指示・承諾 協議 提出・報告する。 願いたい。 令和 〇 年 〇 月 〇 日	契約担当者 監 督 員 請 負 者 現場代理人	〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
---	---	-------------------

1 静岡県建設工事請負契約約款第18条第4項により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう協議する。

1) 設計変更内容
「ICT活用工事 (ICT土工・ICT導入型) に関する特記仕様書」に基づき、ICT活用工事の対象範囲を協議する。

2) ICT活用工事の対象範囲
河川土工における掘削工〇〇〇〇m³ (別添図面参照)

3) ICT活用工事の実施内容
 (1) レーザースキャナーを用いた起工測量
 (2) 3次元設計データ作成
 (3) 3次元MGバックホウによる施工
 (4) レーザースキャナーを用いた出来形管理
 (5) 3次元データの納品

2 本設計に係る変更概算金額については、以下のとおり協議する。

1) 直接工事費 約〇〇千円減
 2) 起工測量費 約〇〇千円増
 3) 3次元設計データ作成費 約〇〇千円減
 4) 3次元出来形管理・3次元データ納品、外注経費等 約〇〇千円増

協議内容に同意し、施工を指示する場合に、監督員が記載する。

変更の生じる項目を記載する。

上記1のとおり施工するよう指示する。
なお、本指示内容は設計変更の対象とする。
 1) 請負金額：約〇〇千円増 (累計で約〇〇千円増)
 上記1) は、参考値であり、設計変更に係る金額については、約款 (第23条及び) 第24条により別途行う変更契約協議に基づくものとする。

上記について、承諾する。 受理する。 令和 〇 年 〇 月 〇 日	契約担当者 監 督 員 請 負 者 現場代理人	静岡県〇〇土木事務所 〇〇 〇〇
--	---	---------------------

注 1 不要な文字は=で消すこと。 2 起案用は、監督員、請負者用の3部複写とする。
 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

(参考様式)

見積書(土工)

項目	手法	単位	数量	金額
3次元出来形管理	(例) UAV空中写真測量	式	1	
3次元データ納品	—	式	1	
外注経費	—	式	1	
合計金額				

※「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」(国土交通省)第2編土工編、第4章3次元計測技術別の計測手順と実施事項、第1節多点計測技術(面管理の場合)、1-2空中写真測量(UAV)又は、1-3地上型レーザースキャナー(TLS)又は、1-4地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)又は、1-5無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)に基づき見積もることとする。

※上記金額は一般管理費等を含む価格とする。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	中村事業（株）	掛川市大坂 8278-1
コンクリート（有筋）	（株）東豊興業	掛川市大坂 8223-114
コンクリート（無筋）	中村事業（株）	掛川市大坂 8278-1

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

中村事業(株) 処分場： 8時00分～17時00分
 (株)東豊興業 処分場： 8時00分～17時00分

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容		
A 契約関係	1 入札契約に係る事項		最低制限価格設定工事				
			低入札価格調査対象工事				
B 工程関係	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分			
				影響を受ける工事内容			
				関連する工事内容			
	2 施工時期、時間の制限		施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容			
				制限される施工時期、施工時間			
				制限される施工方法			
	3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容			
				協議内容			
	4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目			
				調査期間			
C 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲			
				処理の見込み時期			
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容			
		3 借地			工所用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲	
						時期・機関	
	4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲			
				時間・時期			
				使用条件			
	5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	復旧方法			
				場所・範囲			
D 環境対策関係	1 公害防止（騒音、振動、粉塵、排）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。		
				事前・事後調査の区分			
				調査時期			
				未然に防止するための必要な調査方法			
				未然に防止するための必要な調査範囲			
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分			
				調査時期			
				未然に防止するための必要な調査方法			
				未然に防止するための必要な調査範囲			
				濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件
5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容				
E 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容			
				指定の期間			
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法			
				制限される作業時間帯			
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容			
	4 交通規制		交通規制を実施する場合	規制の内容			
	5 交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。		
配置時間				交通誘導警備員A: 交通誘導警備員B:			
6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容				
7 高所作業		高所作業で落下・墜落対策を指定する場合	指定の内容				

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容	
F 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路		
				制限される使用期間		
	2 仮道路		搬入、搬出路の使用及及び使用後の処置が必要である場合 仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容		
				仮設道路の仕様		
G 仮 設 関 係	1 仮設 (仮土留、仮橋、足場等)		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設物の期間		
				仮設物の条件		
				仮設物の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設物の構造、施工方法、施工範囲	
			仮設物の設計条件を指定する場合	設計条件の内容		
			水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間		
			仮設道路の維持補修が必要である場合	内容		
H 建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の搬出	○	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	現場内利用	
				処分又は保管条件		
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容		
				減量化の内容		
3 建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。		
			再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件		
I 工 事 支 障 物 件 等	1 工事支障物件協議		地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況		
				支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	【地下埋設物確認の場合】 静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアルに基づき、【別紙】埋設物確認書(マニュアルP.9)へ埋設物管理者から聞き取った内容記載し提出する。また、「6. . . チェックリスト(受注者用)」も提出する。	
				地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間	
J 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等		
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
K そ の 他	1 中間検査	○	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	高密度ポリエチレン管設置	
				検査項目	出来形検査	
				時期	完了時	
	2 材料検査		監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料		
				時期		
	3 工事用資機材の保管及び仮置き			工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
	4 工事現場発成品			工事現場発成品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	5 支給品及び貸与品			支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	6 関連機関との近接協議				近接協議に係る条件及び内容	
	7 架設工法			架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
	8 工事用水、電力			工事用水を指定する場合 工事電力を指定する場合	工事用水の内容	
工事電力の内容						
9 新技術・新工法・特許工法			新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
10 部分使用			部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
				部分使用時期		
11 契約後VE			予定価格1千万円以上の工事の場合	契約後VE提案対象工事への該当		
12			共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
13 その他			施工管理基準に記載のない施工管理(出来型、品質、写真管理)を指定する場合	指定内容		
14			景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	景観配慮チェックシートによる。	